

第 2 2 期 第 1 回青森県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和 6 年 1 2 月 2 3 日（月）午後 2 時 1 5 分～

2 場 所 青森県庁西棟 8 8 9 会議室

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	濱 田 正 隆
	会長代理	對 馬 廉 介
	委 員	石 岡 清 美
	〃	佐 藤 淳 二
	〃	丹 藤 公 彦
	〃	永 澤 量
	〃	木 村 建
	〃	田 村 早 苗
	〃	吉 井 仁 美
	〃	二本柳 茂
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行
県 側	水産振興課	野 月 浩
	副 参 事	長 根 幸 人
	総 括 主 幹	白 板 孝 朗
	総 括 主 幹	柳 昌 文
	三八地方水産事務所	清 藤 真 樹
	西北地方水産事務所	所 長
	下北地方水産事務所	副 所 長
	産業技術センター	泉 田 哲 志
	内水面研究所	所 長
		田 村 直 明

4 議事の結果

議案第 1 号：青森県内水面漁場管理委員会増殖計画策定部会について

増殖計画策定部会の部会長に對馬会長代理、部会委員に漁業者代表として石岡委員、採捕・養殖・増殖者代表として永澤委員、学識経験者として二本柳委員が選出された。

5 議事の経過

濱田会長

それでは、ただ今から第22期第1回青森県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

委員の皆様には、これから4年間で水面漁業の発展のために御尽力をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案1件が予定されております。委員各位の御協力と県の適切な助言をいただきながら、議事を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員10名のところ、過半数を超えます10名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第173条で準用いたします。漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、当委員会は成立しております。

次に議事に先立ちまして、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

濱田会長

異議なしとの声がございますので、今回の議事録署名人といたしまして、吉井委員と二本柳委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第1号「青森県内水面漁場管理委員会増殖計画策定部会について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いいたします。

三橋事務局長

それでは、議案第1号につきまして御説明いたします。

議案第1号資料1の増殖計画策定部会事務取扱要領第3条第4項にありますように、部会長及び部会委員の任期は、内水面漁場管理委員会の任期満了までとなっております。

従って、第21期、前期の増殖計画策定部会の委員の任期は11月30日で任期満了となっておりますので、第22期の部会長及び部会委員を決めなければならないということになっております。

資料1の裏面に参考といたしまして、6年度4月1日から前期の委員の名簿を載せております。この部会が作られました経緯、今回、簡単ではございますが説明させて

いただきます。

資料2の方を御覧いただきたいと思います。

河川・湖沼における増殖計画量の公示となっております。いわゆる本委員会で行っております増殖示達に関連する資料となっております。

1ページ目でございますが、内水面の漁業権に関する制約として、上の四角で囲んだところが漁業法の条文、四角の下にその解釈を記載しております。

内水面における第5種共同漁業権につきましては、水産動植物を増殖する場合でなければ免許を受けられないということになっております。

次の下の方に四角で囲んだところ、漁業法第169条でございますが、この規定は、増殖を行った場合には、県が増殖命令を発することができること。そして、この県の命令に従わなければ、漁業権を取り消さなければならないとなっております。

この漁業法の条文に関連しまして、国から関係通知が出ておりますが、これが3ページからの記載となっております。

令和4年4月14日付け水産庁長官通知の第4で漁業権ごとの留意事項が記載されておりますが、3の(7)で第5種共同漁業権についての記載となっております。

この中で下線を引いている部分、3ページの下の方になりますが、毎年目標増殖量等になります。一部読みあげますが、「漁業権の免許をした後は、漁業権者が計画的に資源の増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量をインターネットなど、適切な方法で一括公示する。」となっております。

本委員会では、毎年、その年度の目標増殖量を漁業権者に示し、県報で一括公示することとしており、毎年3月に次年度の増殖計画量を公示してきたところでございます。

その際、委員会の限られた会議時間の中では、詳細に増殖計画を審議することが難しいとの判断から、部会を設けて、増殖計画量の算定根拠と現状にあった増殖手法により、増殖計画を策定し、委員会に示す。というふうにしているものでございます。

また、資料5ページには、委員会と部会との関係を示しておりますが、部会は、各組合からの増殖実績と次年度の増殖計画の報告を受けて、ある一定の基準をもとに増殖計画案を策定し、委員会に示すようになっております。

以上が、増殖計画策定部会を設けた経緯の説明になります。

なお、第22期の新たな部会長及び部会委員の選出につきましては、部会事務取扱要領より、部会長及び委員は、漁場管理委員会委員の互選によることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

濱田会長

事務局からの説明が終わりました。

事務取扱要領では、部会長と部会委員については、互選となっていますが、どのよう選出したらよろしいでしょうか。

對馬会長代理

部会長及び部会委員の選出方法は、委員の指名推薦による方法が良いと思います。

濱田会長

ただ今、部会長及び部会委員を決定したらどうかとありましたが、御異議はありませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

濱田会長

それでは、委員の指名推薦による方法によりいたします。どなたか、部会長に推薦ありませんか。

石岡委員

部会長には、会長代理の對馬さんがよろしいかと思います。

濱田会長

部会長に對馬代理さんがよろしいかと思いますということで、いかがでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

濱田会長

全会一致で「異議なし」ということですので、對馬会長代理を部会長に決定いたします。おめでとうございます。

続きまして、部会委員を選出したいと思います。

部会委員は3名となっておりますが、どなたか部会委員に推薦、ありませんか。

對馬会長代理

これまで、前回と同じように石岡委員、永澤委員、そして前回、五十嵐委員が務めていただいておりますけども、今般、交代されましたので、二本柳委員に。このお三方にお願いしてはいかがかと思いますが。

濱田会長

名前、もう一度確認してください。

對馬会長代理

石岡委員、永澤委員、二本柳委員の3名に。

濱田会長

二本柳さん、あなたのお名前を御指名いただいておりますが、よろしいですか。

二本柳委員

はい。

濱田会長

今の3名、いかがでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

濱田会長

それでは、3名の方、お世話かけますが、よろしくお願いいたします。ここで對馬部会長殿から、代表して一言お願いできれば幸いです。

對馬会長代理

ただ今、増殖部会の部会長に選任いただきました對馬でございます。ありがとうございます。皆様の内水面漁業振興に向けた御期待にしっかりと応えられるように頑張って参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

濱田会長

對馬部会長さん、お世話かけますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議題を全て終了し、以上、これをもちまして、第22期第1回青森県内水面漁場委員会を閉会いたします。

会議終了 午後2時26分